

## はじめに



近江八幡市長 川 端 五兵衛

近江八幡市では、「近江八幡市総合発展計画」をはじめ「近江八幡市総合介護計画」等を策定し、福祉・医療施設や道路、公園等の公益的施設において、高齢者や身体に障害のある方はもちろんのこと、すべての市民が安全で安心に、そして、明るくいきいきと生活できるよう、『ひとにやさしいまちづくり』を積極的に進めて参りました。

そのような中、平成12年11月、国において「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（通称：交通バリアフリー法）が施行されました。

この法律は、21世紀の急速な高齢化社会に向け、高齢者や身体に障害のある方等の交通弱者が、自立した生活を営むことのできる環境整備を行うことを目指したものであります。

市では、この交通バリアフリー法に基づき、交通バリアフリー化の基本方針、整備項目などをまとめた「近江八幡市交通バリアフリー基本構想」を策定いたしました。

この構想は、重点整備地区に定めた近江八幡駅及び周辺地区をはじめ、市内全域を対象として「だれもが安全・快適・便利に移動できるなごみと活力のあるまちづくり」をすすめるものであります。

高齢者や身体に障害のある方等の交通弱者をはじめとしたすべての市民が、交通バリアフリー化を着実に進めていくために、参画と協働による継続的なまちづくりを推進し、まちへの愛着を深め、快適で住みよい都市環境の創造を目指します。

さらに、駅やみちなどの都市環境整備（ハード）だけでなく、人と人とのふれあい、お互いの理解や助け合いなど「心のバリアフリー」を核としたハート中心のまちづくりを目指します。

そして、基本構想に基づき、本市の交通バリアフリー化を総合的・計画的に進め、誰もが、「生涯をここで過ごしたい」と思えるようなまちを目指して参る所存であります。市民の皆様方のご理解とご協力並びに関係機関の格別のご支援・ご協力をお願い申し上げます。

結びに、基本構想の策定にあたり、熱心な議論や検討を重ねていただきました「近江八幡市交通バリアフリー基本構想検討委員会」の皆様をはじめ、現地調査やアンケート調査を通じてご意見を賜りました「近江八幡市交通バリアフリー基本構想検討ワークショップ」の皆様、さらに、その他貴重なご意見・ご協力を頂きました市民の皆様や関係機関各位に対し、心から厚くお礼申し上げます。

平成16年（2004年3月）

近江八幡市長 川端五兵衛